

会 議 録

1 会議の名称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 5年 9月 7日 (火) 午後 1時30分 開会 午後 2時00分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	大垣 真一 橋田 夏枝 中山真由美
	勝又 澄子 長嶋 一樹 八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事(兼)次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第5号 現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情  
結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【大垣真一議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第5号、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【勝又澄子議員】 「陳情第5号、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情」に賛成意見として述べさせていただきます。

2024年秋に、従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することが強行されました。しかし、マイナンバーカードのトラブルが多発し、国民や医療従事者は不安に感じています。国は国民の声を無視し、健康保険証の廃止を決めています。

マイナンバーカードにあらゆる個人情報が入り込んでいますが、トラブルが多発しています。本人以外の公金口座登録、他人の年金記録が登録され、公務員の公共年金や障害者手帳のひもづけの誤り、他人の健康保険の誤登録なども見つかりました。マイナンバーカードと一体となったマイナ保険証の誤りも起きています。命に関わるトラブルになりかねません。

医療機関でのトラブルも多く発生しています。情報が未登録であったり、医療機関でのシステム整備の遅れから、患者の窓口負担を一旦10割徴収したり、診療を受けられず帰った方もいます。このまま保険証を廃止すれば、トラブルは108万件以上にもなると推計されています。批判と矛盾が噴き出し、初診時など、念のため、今までの保険証を持参をと厚生労働大臣が言い出しています。これは保険証の廃止に合理性がないと言っているようなものです。

そして、国が利点に挙げたデータに基づいた医療と言っていますが、診療後のデータが反映されるまでに時間がかかり、診察結果や検査結果の確認もできず、重複投薬防止などもできず、中途半端になっています。メリットとは言えません。マイナ保険証を持たない保険資格者には、本人の申請がなくても資格確認書を送り、有効期間を最長5年に延ばすと方針も出されました。しかし、必要な資格確認書は数千万枚と見られており、有効期限ごとに申請も必要です。業務を行う保険組合や自治体の負担は膨大です。

以上のことから、陳情第5号、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情

は採択されるべきだと考えます。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、陳情第5号について、意見を申し上げます。

我が国が世界に胸を張って誇ることができる国民皆保険制度を長年にわたって支えてきた一つの要因が健康保険証の存在であるというのは間違いのないことだと思います。健康保険証は、現時点まで幾多の改正を経て分かりやすく、使いやすい手慣れたツールとなっており、しばしば身分証明書としても活用されてきました。

そのような状況の中、現今のデジタル化社会の到来に対応するため、令和3年10月から従来の健康保険証の機能をマイナンバーカードと一体化した、いわゆるマイナ保険証の運用が開始されました。マイナ保険証の活用については、まず、受付がカードリーダーで行われるため、手続きが簡略化され、医療機関で速やかに診察が受けられる。続いて、病院で薬の処方してもらうとき、他の医療機関で処方してもらった薬の情報が共有できて、無駄な薬の服用を避けることができる。さらに、引っ越しや転職により加入先が変わっても、届出するだけでカードは継続してそのまま利用できる。また、医療費控除の確定申告をする場合、マイナポータルからe-Taxに連携し、自動的に行うことができるなどのメリットがあります。

反面、マイナ保険証の活用については、現時点で、本陳情のとおり、マイナンバーカード自体のシステムや制度への多くの国民の不信、不安があること、また、マイナ保険証として活用したとき、本来は保険資格が有効であるのに関わらず、ヒューマンエラー等のミスにより無効とされてしまうケースが生じているなどの事例があることについては承知しているところであります。

マイナ保険証の利用に際しては、さきに述べたとおりのメリットがあるとともに、デメリットの是正についても、現在、政府が全力で取り組んでおり、さらに日本がデジタル社会の構築に際し、世界水準に後れを取らないためにもマイナカードの活用は今後も必要不可欠となってくると考えられるとともに、政府も来年秋までにマイナカードを取得していない国民に対しては資格確認書の発行で対応していくとのことですので、本陳情については不採択といたします。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第5号、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情」について、反対の意見を述べます。

陳情者は、2024年秋の紙による健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出することを求めています。しかし、これは登録データの不備など現時点の問題のみの焦点化であり、今後の社会状況、経済状況、世界状況などから来る日本社会の安全・安心な暮らしやすさを求めた発展的環境整備の策定を急がなければならない要因を無視した議論であります。いずれ遠い将来に来るであろう高齢少子化傾向から来る社会課題、あるいは生産人口の減少や企業社会に働く人々の減少と働きやすさの追求、一人一人が

幸せを実感する社会実現のためにハードルを低くする容易なデジタル社会構造への転換をなくしては、いずれ将来に行き詰まる日本社会に突入し、混乱を回避できなくなる現状が想像されます。そのような課題解決発展を無視する議論であると私は思います。

陳情者のマイナンバー制度移行への使い勝手やトラブルはヒューマンエラーとして解決できる範囲であり、何事も当初の予想される課題で全体を論じるやり方は、開発や便利への挑戦として、社会が進展しない議論と思われれます。このマイナンバー制度は、時代が醸し出す種々の課題を先回りして乗り越えていく橋渡しの役割であり、2050年代の時代の幕開けでもあります。その意味で、陳情者によるたくさんの挙げていただいた課題は、当然、ヒューマンエラーとして視野に入っており、そこでの徐々の解決は時間を要する想定内のことであり、人的に時間的に解決できるものであると付け加えまして、陳情者の紙の保険証の存続を求める陳情については不採択の意見といたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、「陳情第5号、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情」についての意見を述べさせていただきます。

本陳情の内容につきましては、マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルに不安が広がっていることや、マイナンバーカードの対応をしている現場の業務負担が増えていること等に対する御意見と考え、陳情内容には理解するところもありますが、まず日本の行政のデジタル化が諸外国と比べ遅れていることにより、コロナ禍での特別定額給付金の支給が非常に遅れたこと等が問題となり、マイナンバーカードの普及促進により、この給付金等の支給課題を改善することが必要と考えます。

現状のトラブルとなっている問題はほとんどがヒューマンエラーによるものであることから、この要因の解決には、国は全力で取り組むことが重要と考えます。さらに、国民に対して丁寧な対応が必要であり、その上でシステムの総点検や再発防止策等の実施について示すことが必要であり、岸田首相は記者会見において、健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提と強調して発言しております。

マイナンバーカードと保険証を一体化するマイナ保険証については、人為的なミスを防ぐためにガイドラインを9月中に作成することや、マイナ保険証を持たない人に交付する資格確認書に関しては、本人の申請によらず、マイナ保険証を保有していない人にプッシュ型で一律交付する等が説明されており、マイナ保険証1枚で生活保護の医療扶助や子どもの医療費助成制度を利用できるようにする等の利便性を高めていく取組を進めていくことが重要と考えます。

以上の理由から、本陳情は反対といたします。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第5号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

2024年秋にマイナンバーカードと健康保険証をマイナ保険証として一体化

するための関連法改正法が6月2日の参院本会議にて賛成多数で可決、成立しました。よって、現行の紙の健康保険証は2024年秋に廃止されるため、マイナンバーカードと保険証をひもづける必要があるものの、納得していない国民も多く、医療現場では既に混乱も起きております。現行の紙の保険証が廃止されれば、さらに医療機関と患者との間に無用なトラブルが起きると予想されます。特に新しい制度に適用することが困難な高齢者や障がい者の方々は大きな不安を抱えています。

市民の方々から、私の下に様々な御意見や御要望が届いていて、マイナンバー制度の導入にはおおむね賛成するが、紙の保険証の制度も残してもらって、マイナ保険証と紙の保険証のどちらを使うかは被保険者に選ばせていただきたいという意見が多数を占めております。

マイナ保険証でない方には新たに資格証明書を発行するから問題ないと政府は言っていますが、資格証明書の詳細についてはいまだ不明なことが多く、多くの国民が不安を抱えています。また、認知症などを患っている方、知的などの障がいをお持ちの方は、マイナ保険証のパスワードの管理や資格証明書の申請方法などについて理解することが難しく、誰がどうやってできない方たちのフォローをするのか、国民全体がマイナ保険を使いこなせるのかと疑問に思います。

また、災害や停電などのシステム障害時に、マイナ保険証では被保険者情報が券面で確認できないため、健康保険診療そのものも行われないう可能性もあります。実際、先月の台風6号の際には沖縄で約21万世帯が停電し、停電率は最大で34%となり、人々の暮らしにも大きな影響が及びました。今後も台風だけでなく、地震、あるいはサイバー攻撃などによりシステム障害が起きるおそれは十分あり、有事の際は現在の紙の保険証が最も役立つわけです。

紙の保険証を来年の秋に廃止することありきで進んでいる政府の対応にも多くの国民が違和感を持っております。なぜ廃止を急ぐのか、紙の保険証を残すほうがコストもかからないのに、新たに手間とコストがかかる資格証明書を新設しようとする意図が理解できません。資格証明書を直接発行する各自治体職員たちへの業務負担も多くなり、混乱が起きないか、不安を抱えております。

よって、総合的に判断しても、現行の紙の保険証の存続を求める意見書を国に提出することは必要であると考え、本陳情には賛成、採択すべきとします。

以上です。

○委員長【大垣真一議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決

定いたしました。

議 題 陳情第6号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見  
書を国に提出することを求める陳情

結 果 採 択

○委員長【大垣真一議員】 次に、「陳情第6号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【勝又澄子議員】 「陳情第6号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情」に賛成の意見として述べさせていただきます。

近年、共働きの世帯が増え、子どもの保育の需要が高まっています。子どもの健やかな成長のためにも質の高い保育サービスの提供が求められています。国の省令で定めている配置基準は、1948年に制定以来、変わっていません。国際的に比較しても日本の配置基準は低く、改定に踏み込むべきだと考えます。

岸田首相は、3月に少子化対策で保育士1人当たりの基準について、4歳から5歳児では30人から25人に、1歳児は6人から5人へ改善すると明記しました。発表直後に、小倉こども政策担当相が、基準を引き上げると新しい基準に保育士の確保の必要があるため、改定をしない姿勢を示しました。今、政府が進めようとしている配置基準改善では限定的な手法にとどまるのが危惧されます。全ての施設で保育士が増員されることにつながりません。

配置基準とは、保育所の運営認可に必要な保育士数の最低基準です。伊勢原市も含め、保育の質を上げるため、独自に国の基準を超え配置している自治体や施設もありますが、保育士の賃金を抑えられることが少なくありません。現在、保育士の資格を持つ4割弱しか就労していません。政府は、基準を改定しない理由に保育士確保が困難を挙げています。しかし、保育士を確保できないのは、子どもの成長と発達を保障できる余裕がない苛酷な労働環境の広がりや、それに加え、低過ぎる賃金にあり、責任と処遇から保育士が定着しないためです。

保育士が専門職として働くことができ、どの地域に住んでいても豊かな保育環境サービスを受けることができるためにも基準改定は必要だと考え、陳情第6号は採択すべきだと考えます。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、陳情第6号について意見を申し上げます。

少子高齢社会を迎え、年間出生者数が80万人を切るかと予想される現状において、少子化対策は国を挙げての最重要課題となっており、岸田内閣においても次元の異なる少子化対策の実現が政策として掲げられています。そのような状況の中、少子高齢社会において、幼児教育・保育の質の向上を図るためのツールとなる保育所等の施設の内容の充実を図ることは、我が国のさらなる発展のために

喫緊の課題であると認識しているところであります。

その観点から本陳情内容を見ていきますと、現在、政府が国民の要望を受けて積極的に取り組んでいる内容ではあると思いますが、保育所の配置基準による保育士の増員、公定価格を引き上げ、保育職場で働く職員の皆様の処遇改善等について多くの部分で同意できますので、本陳情は採択とします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第6号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、賛成の立場で意見を述べます。

陳情者は、陳情の項目として3つ挙げておられます。1つ目は、保育施設の配置基準で保育士の増員を挙げておられます。特に4歳から5歳児における保育士1人に対しての30人枠の基準の改善であります。国は遅まきながら令和5年6月13日付をもって4歳から5歳児の配置基準について、30対1から25対1に改善しています。これは必要条件であり、十分ではないので、保育士等のさらなる処遇改善を検討するとあります。

次に、陳情者は、2と3の項目で、保育施設、学童保育施設の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること及び正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること、保育士公定価格を引き上げ、保育職場で働く全ての職員の処遇改善を図ることを信条としています。これらに対して、75年ぶりに国は配置基準改善となる処遇改善に乗り出しました。令和5年6月7日付のこども家庭庁育成局長と文部科学省初等中等教育局長名で、施設型給付費等に関わる処遇改善等加算についてを通知しております。そこでは待機児童対策の推進や安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐとあり、保育士の処遇改善のこととして、加算部分を広げ、主任保育士加算、療育保育加算、事務職雇上費加算など、さらには処遇改善として、処遇改善等加算ⅠとⅡの子どもの利用人数加算額、その他職務作業手当としての除雪費加算、あるいは降灰除去費加算、高齢者等活動促進費加算、栄養管理加算など、きめ細かな対応を検討してまいりました。

陳情者の要望にはまだまだ十分な内容で寄り添っていない部分も見えますが、子どもを真ん中にした施策の遂行、改善を国は進展させてきています。私個人はこのような働く人の環境的改善は、当然のことながら、子どもとの関わりが大好きで、子どもの成長が何よりも大好きであるという、子どもとの関わりを是とする保育士になりたい集団の誕生を期待しております。もちろん、そのためには、安全で安心のできる保育環境や、働く環境、処遇環境の改善に向けて全力を傾けてまいりたいと思っております。その意味で、陳情、要望として、国に保育所等施設の職員配置基準改善を求める陳情書を提出することに賛成する立場で意見を述べました。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、「陳情第6号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情」についての意

見を述べさせていただきます。

本陳情の内容にありますとおり、全国の保育施設等で子どもが死亡や大けがを負う重大な事故について、こども家庭庁は、本年8月1日、2022年に全国の保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等で起きた事故が前年より114件増えて2461件であったと発表しました。集計は、死亡事故と治療に要する期間が30日以上を負傷や病気を伴う重篤な事故について第一報をまとめたものであり、一歩手前のヒヤリ・ハットも含めるとさらに件数は増えると考えます。事故が増える背景には、保育現場の業務負担の重さや、慢性的な人手不足に陥っていることが問題となっており、苛酷な労働環境が虐待等の不適切な保育につながるおそれもあり、再発防止策の徹底と併せて、保育士の処遇改善を急ぎ、人手不足を解消する必要があると考えます。

本年6月に政府が決定したこども未来戦略方針では、配置基準について、保育士1人当たり1歳児は6人から5人、4歳から5歳児は30人から25人に見直すとともに、保育士のさらなる処遇改善を検討する方針が示されており、公明党も一貫して保育士の負担金や賃上げ等の処遇改善を訴えてまいりました。国に対しては、安定的な財源を確保し、保育士の労働環境を改善し、保護者が安心して子どもを預けられる体制を着実に実施していくことが重要と考えます。

以上の理由から、本陳情は賛成といたします。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第6号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

保育施設は、利用者だけの問題ではなく、少子高齢化を抱える我が国にとって社会のインフラと言えます。社会のインフラである保育園において、運営費の約7割が人件費であるということに象徴されるように、保育士たちが重要な担い手となっていることは周知の事実です。

多くの若者は、子どもが好きだからという理由で、将来の夢は保育士と思って学業に励んでいても、いざ就職するときになると、雇用条件の悪さを理由に、保育士になる選択肢をとらない、またはすぐに辞めてしまいます。また、若手保育士を育てようと一生懸命人材育成しても、仕事のやりがい、面白さを感じる前に、待遇面など様々な理由によって保育士を辞めてしまい、なかなか良い人材が育たない状況が続いております。

首都圏を中心に、保育士の取り合いになっていて、都市間競争は年々激しくなっております。具体例として挙げますと、隣の厚木市では、平成31年度より厚木市保育士等就労応援給付金として、厚木市内で働く全ての保育士に毎年1人6万円を直接支給しており、本市在住の保育士人材が厚木市に流れてしまっている可能性があります。

保育士の配置基準見直しについても長年国を中心に議論されていましたが、4、5歳児の配置基準は1948年以来変わらず30人に1人となっており、先進国平均の約2倍という、非常に少ない配置基準が令和になっても続いております。障がいや疑われる子どもが含まれる場合など、現場の保育士たちの苦労は並大抵

なものではございません。国の基準を超えて、保育士等を独自に配置する施策に対して、給付金の加算による支援と国県補助制度を活用した補助制度による支援はありますが、十分とは言えません。市内保育施設において児童を安全に受け入れる環境を維持し、拡充することができるよう、国へさらに求めていく必要があります。

保育士の業務負担を軽減することにより、一人一人の子どもに安心して向き合い、保育士が働きやすい職場環境を整えるよう国が責任を持って支援していくことが、保育士の処遇改善と保育の質の向上につながります。

よって、本陳情にありますように、国に対して意見書を提出するべきと考え、本陳情に賛成といたします。

○委員長【大垣真一議員】 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【大垣真一議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時 0 0 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 5 年 9 月 7 日

教育福祉常任委員会  
委員長 大垣真一